

公文書等の管理の在り方検討会議設置要綱

平成22年7月	1日	総務部長決裁
平成24年3月	1日	一部改正
平成26年3月27日		一部改正
平成28年3月23日		一部改正
平成30年4月	1日	一部改正
平成31年3月29日		一部改正
平成31年4月23日		一部改正
令和3年4月	1日	一部改正

(設置及び目的)

第1条 現在の文書管理ルールの見直しを行い、新たな文書管理の在り方について検討するため、公文書等の管理の在り方検討会議(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 文書管理の現状分析に関すること
- 二 現在の文書管理ルールの見直しに関すること
- 三 その他必要な事項

(組織)

第3条 検討会議は別表に掲げる者で組織する。

(議長)

第4条 検討会議の議長は総務部人財政策局長をもって充てる。

- 2 検討会議の副議長は総務部文書課長をもって充て、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、副議長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、必要に応じ議長が招集し、主催するものとする。

(ワーキンググループ)

第6条 検討会議には必要に応じて、ワーキンググループを設置することができる。

(意見等の聴取)

第7条 議長は、第2条の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、検討会議以外の関連各課の出席、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(会議の公開)

第8条 会議は、原則として公開とする。ただし、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、総務部文書課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年3月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月23日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

議長 総務部人財政策局長

副議長 総務部文書課長

構成員 総務部総務事務センター所長

企業局総務課長

下水道局下水道管理課長

教育局教育総務部総務課長

教育局県立学校部県立学校人事課長

教育局市町村支援部文化資源課長

県立文書館長

警察本部文書課長

議会事務局総務課長

選挙管理委員会書記長

監査事務局監査第一課長

人事委員会事務局総務給与課長

労働委員会事務局審査調整課長

収用委員会事務局長